

佐賀県規則第8号

佐賀県立図書館処務規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館処務規則（平成24年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>会議室、展示ホール及び食堂の使用に関すること。</u></p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>資料課～近世資料編さん室 略</p> <p>（館長の専決事項）</p> <p>第8条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>佐賀県立図書館施設使用料条例（昭和37年佐賀県条例第68号）</u> <u>第4条の規定に基づく使用料の減免に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第10条 <u>佐賀県立図書館施設使用料条例（昭和37年佐賀県条例第68号。以下「条例」という。）第4条各号のいずれかに該当する場合の使用料は、同条第1号に該当する場合は当該使用料の100分の50に相当する額とし、同条第2号に該当する場合は当該使用料の全額を免除し、同条第3号に該当する場合は当該使用料の100分の30に相当する額とする。</u></p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 食堂の使用に関すること。</p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>資料課～近世資料編さん室 略</p> <p>（館長の専決事項）</p> <p>第8条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p>2 条例第4条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、<u>施設使用料減免申請書（別記様式）を館長に提出しなければならない。</u></p> <p>（補則）</p> <p>第11条 略</p>	<p>（補則）</p> <p>第10条 略</p>

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。